# 令和2年第3回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

- 1. 招集年月日 令和2年9月2日(水)
- 2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
- 3. 開会(開議) 令和2年9月2日(水) 9時35分宣告
- 4. 閉会(閉議) 令和2年9月2日(水) 11時22分宣告
- 5. 出席議員

1番 金 﨑 朝 香 7番 小 島 正 春 12番 田 中 明 美

2番 美 濃 芳 樹 8番 遠 藤 義 光 13番 松 新 俊 典

3番 菊 地 政 文 9番 石 田 茂 春 14番 平 田 文 夫

4番 石 橋 雄 一 10番 古 濱 正 之

6番 村 上 三三郎 11番 吉 田 雅 紀

6. 欠席議員

5番 萬 康

7. 地方自冶法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 池 田 高世偉 事務局長 野津信吾 副広域連合長 大 江 和 彦 総務課長 和  $\mathbb{H}$ 哲 也 百 升 谷 健 介護保険課長 野 実 藤 秀樹 百 西村 隠岐島前病院事務部長代理 中尾清 司 川崎 康久 隠岐病院副院長 英 典 百 齋 藤 副広域連合長代理 田 上 俊 百 事務部長 齋 賀 光 成

代表監查委員 池 田 賢 一 同 経営課長 原 幸 一

消防総務課長 田中井 和 幸

8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 藤野則子 書記 高井美雪

9. 会議録署名議員

1番 金 﨑 朝 香 2番 美 濃 芳 樹

- 10. 議事日程 別紙のとおり
- 11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
- 12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
  - (1) 広域連合長提出議案の題目

承認第3号 令和2年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第2号)の専決処 分について

認定第1号 令和元年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和元年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について

認定第4号 令和元年度隠岐病院事業特別会計決算認定について

認定第5号 令和元年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について

報告第2号 令和元年度の公営企業に係る資金不足比率報告書

議第22号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議第23号 隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議第24号 令和2年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)

議第25号 令和2年度 介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第26号 令和2年度 隱岐島前病院事業特別会計補正予算(第3号)

議第27号 令和2年度 隠岐病院事業特別会計補正予算(第2号)

議第28号 令和2年度 消防事業特別会計補正予算(第2号)

13. 選挙の経過 なし

14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照

15. 常任委員の選任 なし

16. 議会運営委員の選任 なし

17. 傍聴者 なし

### 議事の経過

# ○議長(平田 文夫)

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第3回定例会が招集されたところであります。新型コロナウイルス感染症は未だ収束の見通しもつかず、この暑さの中、コロナ対策のためにマスクの着用など、今年の夏は、例年以上に何かと不自由を感じていることと存じます。議員各位におかれましては、このような状況にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。この新型コロナウイルス感染症の一刻も早い収束を、切に願うものであります。

さて、本定例会には、承認案件1件、認定案件5件、報告案件1件、条例改正案2件、 補正予算5件が含まれた14案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議を頂きまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願い申し上げます。

#### 《開 会》 号 鈴

# ○議長(平田 文夫)

ただいまより令和2年第3回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

(開議宣告 9時35分)

本日の出席議員は、先ほど報告のとおりでございます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

# 日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第 126 条の規定により 1 番「金﨑朝香」 議員、2番「美濃芳樹」議員を指名いたします。

## 日程第 2. 会期の決定

日程第2.「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月2日の1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従って、会期は本日9月2日の1日間と決定いたしました。

### 日程第3. 諸般の報告

日程第3.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました別紙 1「諸般の報告書」を参照 願います。

### 日程第4. 議案上程の件

日程第4.「議案上程の件」を議題といたします。

承認第3号令和2年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分についてから、議第28号令和2年度消防事業特別会計補正予算(第2号)までの14案件を一括して議題といたします。

只今議題となりました、14案件につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

#### ○番外 (池田広域連合長)

おはようございます。令和2年第3回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、 提案理由をご説明申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第3回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

朝夕はだいぶん涼しくなり、過ごしやすくなってまいりました。皆様方には、いよいよ ご盛栄のこととお慶びを申し上げます。 さて、令和2年7月豪雨は、九州地方を中心に日本列島の広範囲に大雨による被害をもたらし、死者・行方不明者が80名を超える大きな災害となりました。また、隠岐4町村におきましては、隠岐の島町において、8月7日明け方から激しい雨に見まわれ、50年に一度の記録的な大雨となり、床上浸水13棟、床下浸水41棟の住宅被害のほか、土砂崩れ、陥没等の道路被害等も発生いたしました。また、隠岐島消防署に5件の救助要請があり、適切に対応し、けが人等はいなかったとの報告を受けております。被災されました皆様方にお見舞い申し上げますとともに、これまでの経験が通用しない災害に対する備えを、島民の皆様とともに進めていかなければならないとの思いを新たにしたところでございます。

また新型コロナウイルス感染症につきましては、先月には松江市の高校において全国最大規模のクラスターが発生するなど、いまだ収束が見通せない状況となっており、隠岐広域連合におきましては、新型コロナウイルスに対する島民の皆様の不安、感染のリスクなどを考え、毎年大変多くのご参加を賜っております隠岐病院祭、消防フェア及び仁万の里里まつりをやむなく中止することとしたところでございます。一方で、感染拡大防止の水際対策として、本土側寄港地と出雲空港ターミナルにおいて実施しております簡易検温につきましては、期間を延長して、航路及び空路利用者の皆様には注意喚起を行っていくこととしたところでございます。

隠岐広域連合といたしましても、今後起こりうる感染拡大の第3、第4波を警戒し、ここで気を緩めることなく、引き続き感染防止対策に取り組んでまいる所存でございます。引き続き、議員各位のご理解とお力添えを賜りますようお願いいたします。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。議案書の1ページから2ページをお願いいたします。

承認第3号「令和2年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について」でありますが、令和2年4月の松江税務署による国税税務調査において、所得税及び消費税の申告額に誤りがあることを指摘され、追徴課税を納付するため、職員等本人徴収分を除いた追徴課税額190万5,000円について、補正予算第2条において、特別損失として計上させていただき、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認をお願いするものであります。次に、認定第1号「令和元年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第5号「令和元年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」でありますが、令和元年度の各会計の決算審査につきましては、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

議案書は、3ページから7ページでありますが、別冊の資料2-1「各会計決算書」で ご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号「令和元年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算」の認定につい

てご説明申し上げます。決算書の1ページをお願いいたします。

歳入総額は、4億6,357万1,785円で、分担金及び負担金、仁万の里派遣職員人件費負担金を含む諸収入が主なものであります。

続きまして、2ページから3ページをお開きください。

歳出総額は、4億5,937万1,779円となり、総務費において、人件費、レインボージェット指定管理料、民生費において、低所得者介護保険料軽減事業費、公債費において、仁万の里施設整備費償還金が主なものであります。従いまして、歳入歳出差引残額は、420万6円であります。

次に、認定第2号「令和元年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算」の認定についてご 説明を申し上げます。決算書の14ページから15ページをお願いいたします。

歳入総額は、33 億 4,338 万 3,500 円で、概ね予算どおりの執行となりました。保険料は、第1号被保険者の保険料で、5 億 9,649 万 557 円の収入となり、決算時点での現年度分収納率は 99.6%となっております。今後も未収金を減らすよう努力いたします。また、第2号被保険者の保険料は、支払基金から交付を受けており、8 億 2,141 万 8,000 円となっております。その他の歳入の主なものは、分担金及び負担金、国・県支出金及び繰越金等であります。

続きまして、16ページから17ページをお願いいたします。

歳出総額は、32 億 7,613 万 4,325 円で、そのほとんどが保険給付費の 29 億 835 万 3,042 円であり、対前年度給付額に対して 0.7%の減少となっております。従いまして、歳入歳出差引残額は 6,724 万 9,175 円であります。

次に、認定第3号「令和元年度隠岐島前病院事業特別会計決算」の認定についてご説明を申し上げます。決算書の29ページをお願いいたします。収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し 1,414 万 842 円の増収となり、 9億 2,387 万 9,842 円、病院事業費用は、 8億 9,676 万 3,718 円の決算となり、収支差引 2,711 万 6,124 円の純利益となる決算であります。

続きまして、30 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出についてご説明を申 し上げます。

資本的支出につきましては、7,117万526円の決算となっており、建設改良費、企業債償還金及び投資であります。建設改良費の内容は、医療機器等5品目を整備いたしました。これらの財源につきましては、企業債、一般会計からの出資金等で、5,811万6,000円となっており、収入支出差引1,305万4,526円については、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものであります。また、支出翌年度繰越額9,000万円は、自家発電気設備設置事業分であります。

続きまして、31ページをお願いいたします。損益計算書についてご説明申し上げます。

医業損失は、2億332万1,964円となり、医業外利益を合わせた経常利益は、8,804万8,124円となりました。また、平成30年度決算に基づく、構成団体負担金の精算金、隠岐広域連合医療技術修学資金の返還免除額により、特別損失6,093万2,000円を計上しております。従いまして、令和元年度の決算は、2,711万6,124円の純利益となり、当年度未処理欠損金として2億8,920万1,864円を計上することとなりました。

次に、認定第4号「令和元年度隠岐病院事業特別会計決算」の認定についてご説明を申 し上げます。決算書の35ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。病院事業収益は、予算額に対し 8,124 万 6,358 円の増収となり、33 億 169 万 6,358 円、病院事業費用は、34 億 3,911 万 7,642 円の決算となり、収支差引 1 億 3,742 万 1,284 円の純損失となる決算であります。

続きまして、36 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出についてご説明を申 し上げます。

資本的支出につきましては、2億465万1,987円の決算となっており、内容につきましては、建設改良費で中央監視装置システム更新工事等の施設整備、公用車の購入のほか、医療機器16品目の整備と、企業債償還金並びに医学生及び医療技術学生へ貸し付ける医療技術修学資金が主なものであります。これらの財源は企業債、一般会計からの出資金等で1億6,963万4,000円となっており、収入支出差引3,501万7,987円につきましては、過年度分内部留保資金にて補てんを行うものであります。

続きまして、37ページをお願いいたします。損益計算書についてご説明をいたします。 医業損失は、7億5,379万5,477円となり、医業外利益を合わせた経常利益は、5,912万8,757円となりました。また、特別損失として、平成30年度決算に基づく、構成団体負担金の精算金、診療報酬自己負担未収金欠損金、隠岐広域連合医療技術修学資金等の返還免除額により、1億9,655万41円を計上しております。従いまして、令和元年度の決算は1億3,742万1,284円の純損失となり、当年度未処理欠損金として41億257万8,222円を計上することとなりました。

次に、認定第5号「令和元年度消防事業特別会計歳入歳出決算」の認定についてご説明を申し上げます。決算書の41ページをお願いいたします。

歳入総額は、6億5,679万3,100円で、分担金及び負担金、繰越金及び諸収入が主なものであります。

続きまして、42ページから43ページをお願いいたします。

歳出総額は、6億5,185万119円で、総務費は、人件費並びに通信指令システム、消防 救急デジタル無線等保守委託料及び、はしご車オーバーホール点検委託料が主なものであ ります。従いまして、歳入歳出差引残金は、494万2,981円であります。

次に、報告第2号「令和元年度の公営企業に係る資金不足比率報告書」についてご説明申し上げます。議案書8ページにお戻り下さい。

隠岐島前病院事業特別会計及び隠岐病院事業特別会計の資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査が終了いたしましたので、監査委員の審査意見書をつけて議会に報告をするものであります。

次に、議第22号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について ご説明申し上げます。9ページから10ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、人事院規則に基づき、感染症における防疫作業等従事手当の支給対象となる業務区分等について改正を行うもの及び防疫作業等従事手当の特例として、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接する業務に携わった職員に対し、手当を支給する規定を追加する改正を行うものであります。施行日は、公布の日から施行し、改正後の防疫作業等従事手当の特例に関する規定は、令和2年1月27日から適用させていただくものであります。

次に、議第23号「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。

条例改正の要点は、島根県立中央病院が進める、総合診療医を育て医師が不足する地域に派遣する体制構築の取組みとの連携を図り、併せて隠岐病院においても、全国より総合診療医の受入れが可能な体制の構築をするため、現在の16診療科に「総合診療科」を追加する改正を行うものでございます。施行日は令和2年10月1日であります。

次に、議第24号「令和2年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。議案書12ページから13ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務費において、令和元年度レインボープラザ工事費の不用額の 繰越しに伴う積立金と、仁万の里男子棟ユニットエアコン室外機修理工事に伴う工事請負 費の増額、超高速船レインボージェット前年度指定管理料精算と仁万の里前年度指定管理 料精算の減額による差し引き減額が主なものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金の減額と繰越金の増額が主なものであります。 従いまして、歳入歳出それぞれ 4,928 万 7,000 円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 4 億 3,641 万円とするものであります。

次に、議第25号「令和2年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。議案書14ページから15ページをお願いいたします。

歳出につきましては、諸支出金において、令和元年度決算額の確定により、国・県及び 町村への返還金を増額し、繰出金においては、町村への事業費を増額するものであります。

歳入につきましては、繰入金及び繰越金を増額するものであります。従いまして、歳入歳出それぞれ 6,745 万 5,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 34 億 2,859 万 2,000 円とするものであります。

次に、議第26号「令和2年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第3号)」について ご説明申し上げます。議案書16ページから17ページをお願いいたします。 補正予算第2条は、収益的収入及び支出を補正するもので、医業外収益について、新型コロナウイルス感染症対策に伴う島根県からの補助金を増額するものであります。医業費用は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、医療提供体制整備のため医療用備品の購入に係る材料費、院内の3密を防ぐためWeb会議システム整備に係る備品購入費、CT室の換気設備及び院内の水栓設備修繕費の増額が主なものであります。

補正予算第3条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費について、新型コロナウイルス感染症対策に伴う医療機器購入費の増額が主なものであります。資本的収入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う島根県からの補助金を増額するものであります。

補正予算第4条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議第27号「令和2年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。議案書18ページから19ページをお願いいたします。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出を補正するもので、医業外収益について、新型コロナウイルス感染症対策に伴う島根県からの補助金を増額するものであります。医業費用は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う特殊勤務手当の改正による給与費、医療提供体制整備のため医療用備品の購入に係る材料費、院内の3密を防ぐためWeb会議システム整備に係る備品購入費及び、医療従事者確保のための住宅借上料の増額と、電子保存システムの契約内容の見直しに係る委託料の減額による差し引き増額が主なものであります。

補正予算第3条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費において、給湯器更新工事費の増額と病棟再編設計事業の工事設計料の減額、有形固定資産購入費において、新型コロナウイルス感染症対策に伴う医療機器購入費の増額が主なものであります。資本的収入は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う島根県からの補助金を増額するものであります。

補正予算第4条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を増額するものであります。

補正予算第5条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議第28号「令和2年度消防事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申 し上げます。議案書20ページから21ページをお願いいたします。

歳出につきましては、総務費において、令和3年度新規採用者1名増に伴う貸与被服費及びデジタル無線再免許申請手数料を増額し、旅費の不用額を減額するものであります。 また、事業費において、消防ポンプ自動車更新事業の実績に伴い備品購入費を減額するものであります。 歳入につきまして、繰越金を増額し、分担金及び負担金並びに令和2年4月の人事異動に係る待機宿舎貸付戸数減に伴う財産収入及び諸収入を減額するものであります。従いまして、歳入歳出それぞれ48万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億9,556万1,000円とするものであります。

以上提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重なるご審議をいただきまして、 適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただき ます。よろしくお願いいたします。

### ○議長(平田 文夫)

以上で、提案理由の説明を終わります。

# 日程第 5. 監査委員報告

日程第5.「議案上程の件」「令和元年度各会計決算審査報告」及び「令和元年度の公営企業に係る資金不足比率報告」を行います。池田代表監査委員から令和元年度各会計決算審査報告及び令和元年度の公営企業に係る資金不足比率報告を求めます。

### 〇番外 (池田代表監査委員)

それでは、令和元年度各決算及び各基金の運用状況並びに令和元年度の公営企業に係る 資金不足比率についてご報告いたします。

はじめに、令和元年度一般会計、特別会計、及び公営企業会計の決算審査を実施しましたので、その結果及び意見についてご報告いたします。

お手元に配布の別冊資料、別冊2をお開き下さい。

決算審査は令和2年7月27日から31日、及び8月6日の6日間をかけて、広域連合長から提出された、令和元年度の5会計の決算と基金の運用状況について、地方自治法第199条及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定める書類、並びに地方自治法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査をいたしました。

審査の手続きといたしまして、一般会計、介護保険事業特別会計、消防事業特別会計、各基金の運用状況を示す書類につきましては、広域連合長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び各基金の運用状況を示す書類について関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施いたしました。

隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計につきましては、広域連合長から提出された決算書類、及び決算付属書類について、法令及び会計規定は遵守されているか、会計記録について真実性の原則が守られているか、資本取引と損益取引は明確に区分されているか、明瞭性の原則が守られているか、会計処理の基準及び手続について継続性が守

られているか、一般会計等との負担区分は適切か、収支の振替及び更正の手続きは適正に 行われているか、公共の福祉を推進するように運営されているか、消費税の計算は税務監 査の指摘を踏まえ適正に行われているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照 合等、通常実施すべき審査手続きを実施しました。

審査の結果につきましては、審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、誤りのないものと認めました。

隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計ともに審査に付された決算書類、決算付属書類は、法令に定められたすべての書類が具備されており、正規の簿記の原則に基づき会計帳簿が作成されており、決算書類の計数は正確であり、関係諸帳簿と一致しておりました。貸借対照表の年度末現在の財政状態は適正に表示されておりました。

次に決算における指摘事項について申し上げます。7ページをお開き下さい。会計別に 指摘事項一覧を載せております。

一般会計では、超高速船及び仁万の里指定管理料の事務手続きについて、改善するよう 指摘しました。また、修学資金貸与事務について、貸与者との協議録や決定事項を決裁し て保存するなど、適切に処理を行うよう指摘いたしました。

隠岐病院事業特別会計では、令和元年度に策定した「隠岐病院経営改革計画」の着実な 実行に取り組み、医業収益を上げるよう指摘いたしました。

その他の指摘事項につきましては、一覧表をご参照くださいますようお願いします。以上で、令和元年度の各会計の決算審査の報告といたします。

次に、公営企業に係る資金不足比率についてご報告いたします。資料4「議案に関する参考資料」2ページから11ページをお開き下さい。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和元年度の公営企業に係る資金不足比率の審査を実施いたしましたのでご報告いたします。

広域連合長から提出された、隠岐病院及び隠岐島前病院の資金不足比率については、財政指標の計算数値の適格性、損益計算書・貸借対照表と数値照合を行い、両病院とも資金不足はないものと認められました。

以上を持ちまして、決算審査及び令和元年度の公営企業に係る資金不足比率についての 報告を終わります。

# ○議長(平田 文夫)

ご苦労様でございました。以上で、監査報告を終わります。

# 日程第6. 一般質問

日程第6. これより「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の別紙2「通告一覧表」のとおりであります。質問時間は答弁を除き30分以内とし、質問は再々質問までとなっておりますので、議員・執行部におかれましては、ご協力をお願いいたします。

それでは発言を許します。11番、吉田雅紀議員。

吉田議員に申し述べておきますけど、再質問の時は専門用語があるもので連合長が答弁 できない場合があります。執行部の方で行いますのでよろしくお願いします。

# ○11 番 (吉田 雅紀)

おはようございます。議長のお許しがありましたので、上着を脱いだままよろしくお願いしたいと思います。通告に従いまして、新型コロナ感染防止対策と今後の展開につきまして質問しますので、真摯で前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

さて、新型コロナ拡大の影響は、離島に住む私たちに大きな影響を与えております。広 域連合は、隠岐島4カ町村全体に関わる事業を多数行っているわけでありますが、この拡 大防止の観点から、どのような対策をそれぞれの事業について行ってきたか、まずお聞か せ下さい。

コロナ対策はまず水際対策。感染リスクの高い人を島内に入れないために、本土側各港及び空港において非接触式体温計による検温を実施し、発熱症状のある方の入島を防ぐ対策を講じておるわけであります。幸い発熱者の発見は聞いておりませんが、法的な強制力を持たない中で、発熱者があった場合はどのような対応をとることになっているかお伺いします。

また感染していても、咳や味覚異常、強い倦怠感や発熱症状など自覚のない感染者が多く含まれていると言われております。このような中で、8月20日までとしていた検温体制を来年3月31日まで延長いたしました。この水際対策について、どこまで実効性がある対策と認識しているか、またいつまで続ける考えであるのか、終息までと言うならその終息の定義をどう考えているのかお伺いいたします。

コロナ対策は水際対策からウィズコロナ、つまりいかにコロナと共生していくかというフェーズに入っていると私は認識をしております。つまり隠岐で新型コロナが発生した場合にどう対応するのか、ここへの共通認識を作ることが隠岐広域連合の役割でもあると思うのであります。これまで保健所が主体となって患者発生時の搬送に関する実地訓練が行われましたが、これの概略を改めて説明していただきたい。また体調不良を感じた方は保健所に連絡するよりもまず主治医に相談すると思うのでありますが、搬送体制の中で医師会及び隠岐病院、隠岐島前病院はどのように連携・関わり・院内対策などの役割を果たすことになっているのかお伺いいたします。併せて感染者の搬送においては、症状の程度や時間や天候の状況に応じて、ドクターへリ・防災へリだけではなく、海上保安庁や自衛隊の協力が必要になる場面も想定されますが、ここへの要請・協力対応状況についてもお答えください。

幸いにも現在は、隠岐での患者は確認されておりませんが、いったん患者が発生すれば 松江市や出雲市の例を見るまでもなく、住民が浮き足立ち、中傷や流言飛語、さらには風 評被害など二次的な被害が予想されるのであります。これへの対策は各町村を通じて広報 や防災無線、ケーブルテレビなどであらかじめ周知が図られているとは思いますが、島に よって、島民によって、また年齢や業種によっても差があるように感じております。誰も が正しく恐れ、正しく対策を講じ、正しく社会生活を営むために、隠岐広域連合として全 島に対して啓蒙啓発活動をすべきではないのかと私は思っておりますが、所見をお聞かせ 下さい。

さて、新型コロナが感染症である以上は必ず終息いたします。終息後の社会はどんな風景を見せるのか。政府は「新しい生活様式」を国民に示しましたが、時間とともに新しい生活様式は定着し、これを踏まえた社会構造に変化していくと考えざるを得ません。これまでは、三密を作ることが地域の活性化や発展につながってきた。しかしコロナ終息後も私たちの生活はそこには戻らないと考えるべきであります。幸せとは何かが問われ、健康への関心はかつてない高まりを見せております。人の移動や出入りに関する隠岐航路への支援、安全安心の要である広域消防行政、定住の必須要件である圏域の医療や福祉に深く関わっている隠岐広域連合においても、次の時代への対応が欠かせないと考えております。

次の時代への対応、その最たるものが ICT の活用であります。高度情報化社会と言われて久しいわけでありますが、一連のコロナ騒動を見て、高度情報化社会への対応が我が国はいかに立ち遅れていたかを私たちは目の当たりにしました。リモートワークやキャッシュレス決済、オンラインでの予約や診断や教育にいたるまで、ソフト面つまり活用が極めて不十分であったことが、世界との比較で明確になったわけであります。

今回の隠岐病院における医療連携体制の検討は高く評価するものでありますが、病院と 町立診療所の連携だけでなく、これは隠岐全体に言えることでありますが、島民が安心し て暮らせるための保健・医療・福祉の連携の一層の充実を求めるところであります。

地域包括ケアの共通理念のもと、在宅での QOL をいかに高めるかに関係者が努力をしていることに対し、深く敬意と感謝を申し上げるところでありますが、訪問診療・訪問看護・訪問介護の隠岐圏域の実態はどうなっているのか、課題と共にお聞かせください。と申しますのは、隠岐の特徴として、他人が家に入ることを好まないということが言われ、施設志向が依然として強いとも指摘をされております。地域包括ケアの理念を住民レベルで根付かせ、在宅志向に意識を変えていくための啓発事業に、隠岐広域連合として、もっと真剣に取り組むべきだと考えておりますが、所見をお聞かせください。

島根県では「しまね医療情報ネットワーク」(通称:まめネット)の普及に努めています。これは全県を結ぶヘルスケアのためのネットワークであり、単に医療機関だけでなく、訪問看護や訪問介護、リハビリや薬局や福祉施設、さらには保健など予防的観点も取り入れながら、より質を高めてその人の生活を支えることを目的とするものであります。そし

て全国的にも非常に注目をされています。このまめネットの圏域内での普及状況について お聞かせください。

まめネットの普及が進めば、保健・医療・福祉がしっかり連携して様々な職種やサービ スがその人に関わることで、サービスの質的向上が図られると思います。これが効率的に 機能するためには、医療カルテや在宅情報共有の活用が重要でありますが、そのためにも 当事者や家族の理解・協力が大切であります。インターネット通販の普及によって、離島 においても目の前にデパートが現れたように、まめネットが全国につながって活用されれ ば、病気によっては主治医を大都市に持って、その指示によって離島で治療することが可 能となるかもしれません。また、県立中央病院では面会制限中のまめネットを使ったリモ ート対面が始まりました。また訪問看護ステーションいずもでは、ALS などの難病や心不 全、腎不全、呼吸器障害などの患者への対応、例えばコンパクトになった医療機器を使っ て、血液ではありませんが在宅での腹膜透析を訪問看護によって行っている例もあります。 日々進化する医療技術と ICT を組み合わせることで離島医療の安心感は飛躍的に向上す るのであります。こう考えたとき、まめネットを医療だけでなく当事者や家族への啓発と ともに、保健・医療・福祉及びその周辺にあるサービスに普及させていくことは、我々の ような離島こそ積極的に取り組むべき事案であることは明白であります。この島に住む安 心感につながることだけでなく、コロナ禍の一面として人が地方に移住し東京一極集中の 是正につながるとの期待もある中、隠岐広域連合として予算措置を含めて事業体制を検討 すべき事項だと考えますが所見をお聞かせください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

### ○番外 (池田広域連合長)

それでは、只今の吉田議員の「新型コロナ感染防止対策と今後の展開について」のご質問にお答えいたします。大変ボリュームが多ございますので、頑張ります。

最初に、1点目の「感染拡大防止の観点からどのような対策を講じてきたか。」についてお答えいたします。

まず、職員につきましては、一般的な感染症対策の徹底や発熱等の症状が見られた場合は早期に特別休暇取得を推奨するなどを通知し、感染拡大防止を図って参ったところでございます。また、出張や個人的な旅行についても、島根・鳥取両県の感染状況はもとより国内の状況につきましても把握し、隠岐病院長・島前病院長などの専門家の意見のもと、必要に応じて不要不急の旅行については自粛要請を通知して参ったところでございます。

隠岐病院、隠岐島前病院につきましては、フェーズ 2 (県内発生期) からフェーズ 7 (慢性期:ピークアウト時) に応じて、発熱外来、面会制限、検査・診療内容等を定め、併せて、三密を極力防ぐためオンライン面会や電話再診、必要な研修など、Web システムを活用しながら院内感染を防ぐ対策を講じて参ったところでございます。

また、消防事業につきましては、隠岐島管内で感染者が確認された場合、業務を継続さ

せるため体制を見直すこととし、介護保険事業につきましては、65 歳以上の第1号被保 険者に対して所得が減った方など、要件を満たす方に対しまして、保険料の免除や減額を 講じることとしているところでございます。

次に、2点目の「本土側各港及び空港での検温において、発熱者があった場合の対応。」と3点目の「どこまで実効性がある対策だと認識しているか。また、いつまで続ける考えであるか。」について、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

議員、ご指摘のとおり、検温時に発熱があったとしても法律上強制力がありませんので、あくまでも乗船・搭乗の自粛要請として医療機関への受診の案内や注意喚起を行ったところでございます。幸い検温を実施いたしました5月1日から約4カ月間となりますが、サーモグラフィーで異常が見られた方はいたものの、最終確認の体温計で測定し37.5度以上発熱があった方は見られず安堵しているところでございます。

実効性についてですが、議員仰せのとおり無症状の方が乗船及び搭乗する可能性や、前段の強制力を持たない対策の中では、完全に水際で防げるものではないと考えています。しかし、一方では注意喚起を通して、利用者の感染症に対する意識の向上には繋がっていると考えており、効果は一定程度あるものと認識しています。また、島民の方からは、「安心して乗船出来る。」などの励ましの言葉もいただいているところでございます。

また、「いつまで続ける考えであるか。」という点については、コロナウイルス感染症の収束が見えない中、現時点で明確にお答えすることは難しいところでございますが、節目である令和2年度、令和3年3月31日までを目安に予算措置等を行っているところでございます。島民の皆様が安心して航路・空路を利用出来るよう、正確な情報提供を行い、十分なご理解をいただいた上で、時期につきましては検討して参りたいと考えているところでございます。

次に、4点目の「隠岐での患者発生時の搬送訓練の概要。」、5点目の「搬送体制の中で、 医師会及び隠岐病院、隠岐島前病院はどのような連携・対策など役割を果たすのか。」、6 点目の「感染者搬送における海上保安庁や自衛隊の協力体制。」、7点目の「正しい啓発活動が必要だが、どう考えるか。」について、関連がありますので一括してお答えいたします。

新型コロナウイルスと共生していくというフェーズに社会が変化した中、隠岐島で感染者が発生した場合、如何に安全且つ迅速に搬送及び入院等の対策を講じるかについてでございますが、非常に重要になって参ります。そのような、体制が整わなければ、安心して感染症と共生するという思考にはならないと考えているからでございます。

現在まで、患者搬送に関わる島根県隠岐保健所と隠岐広域連合消防本部において、防災 ヘリ、県有の漁船取締船「せいふう」、海上保安庁の巡視船「おき」において、岸壁から 船内の客室までの患者の動線や軽症者の誘導方法と重傷者の担送方法について訓練を行 い、連携等を確認しているところでございます。 医師会及び病院の連携につきましては、在宅の患者搬送については、原則、医療機関と直接連携することはございませんが、病院からの転院搬送につきましては、島根県の広域入院調整本部の調整のもと、転院先の決定を含めて事前に十分な情報共有を図っているところでございます。重症者の場合、原則、本土の医師が搬送に同乗することとなっております。

また、島根県の方で、海上保安庁につきましては、巡視船による搬送を了解いただいており、海上自衛隊及び陸上自衛隊につきましては、航空機による搬送について協議中と伺っております。

啓発活動についてでございますが、議員ご指摘のとおり、誹謗中傷や風評被害といった 二次的な被害は絶対に避けなければなりません。現在も隠岐4町村及び島根県等におかれ ましても、ホームページや防災無線等を活用し、町村長・知事が自らコメントを発するな ど、正しい情報提供を行っているところでございますが、更に様々な機会を通して、島民 の皆様にご理解とご協力をお願いして参る所存でございます。

次に、8点目の「隠岐圏域での訪問診療・訪問看護・訪問介護の実態及び課題。」と9点目の「地域包括ケアの理念を住民レベルで根付かせるための啓発事業に広域連合として取組むべき。」というご質問について、関連がありますので一括してお答えいたします。

訪問診療・訪問看護につきましては、現在、町立診療所・民間診療所と町立の訪問看護ステーション及び民間事業者を中心にサービスが提供されているところでございます。現状の利用者予測は、少なくとも 20 年後まで微増すると考えております。一方、医師・看護師等の人材不足から、今以上の充実は厳しいという現状もございます。また、訪問介護につきましては、減少傾向にあるものの、同様に人材不足で、必ずしも十分なサービス提供がなされていないと認識しているところでございます。

地域包括ケアの理念を住民レベルで根付かせるための啓発事業につきましては、「可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう一体化したサービスを提供していく。」という理念に基づき、ICTの利活用を含めた在宅支援を更に充実させ、利用者の生活の質を向上させていく必要性を感じているところでございます。そのためには、専門機関だけではなく、住民参加型による地域組織化活動が重要と認識しており、現在、介護保険課内に福祉職養成専門学校と協定を結びサテライトオフィスを設置し、地域住民を対象とした入門的研修を隠岐4町村で計画しており、介護の裾野を広げていく取組みを行うようにしているところでございます。そのような活動及び隠岐4町村と十分な連携のもと、在宅支援への理解を深めるための啓発活動を推進して参る所存でございます。

最後に、10点目の「しまね医療情報ネットワークの隠岐圏域での普及状況。」と 11点目の「まめネットの普及拡大のため、予算措置を講じ、本格的な事業体制を検討するべき。」について、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、まめネットの普及状況についてでございますが、「まねネットカード」を発行し

た住民数は、隠岐全体で人口比 11%を超えており、全県平均の9%を上回っている状況 でございます。また発行枚数は 2,262 枚となっており、隠岐病院と隠岐島前病院では、本 土側の県立中央病院や松江赤十字病院との間で、入退院時や救急搬送時にまめネットを用いて診療情報の共有や症例検討カンファレンスを実施しているところでございます。

隠岐広域連合におけるまめネットの普及啓発につきましては、外来患者への声掛けをはじめ、「まめなかの」などの広報誌への掲載や「病院祭」などで、登録者数を増やす取組みを続けておりますが、今以上に普及することが様々なネットワークを構築していく上で、必要だと考えているところでございます。議員ご指摘のとおり、医療・保健・福祉サービスが一体的に提供出来るよう、啓発活動や運用及び財源などの強化について、島根県と隠岐4町村と深い連携を図りながら、まめネットの活用が最大限図られますよう検討を進めて参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# ○11 番 (吉田 雅紀)

前向きな答弁ありがとうございました。二点ほど再質問でお伺いをしたいのですが。 まず、検温体制についてです。検温体制はただ出来るわけではなくて、本当に大きな予 質を まあ具も二分の一出しますはども 大きな予算を投じてなされている訳であります

算を、まあ県も二分の一出しますけども、大きな予算を投じてなされている訳であります。こういった検温という公的な仕組みは本土側ではなされてないわけで、これは離島独特の感覚かとも思いますけども、先程私が申し上げましたように、実効性と言いますか、それこそ無症状の感染者が沢山いる中で、この実効性というのがどこまで科学的に言えているか、というのに私は実は疑問を持っておりまして、答弁の中でこれをやることによって、島民の安心感というのがあるとは言いましたけども、予算を使うという事において、当然それが目的に照らしてどうであったかという検証がなされるわけでありまして、そうした場合にしっかりエビデンスのある、まぁ数値と言えば感染者がゼロであったとかそういったことは言えるでしょうけども、科学的な検知も不十分の中で、これをやり続けることによる、当初の目的をいかに達成したかというのを客観的に表現することが果たしてできるだろうか、感覚的なものではやはり予算の使い方として如何なものかと思っているわけでして、そこのところをもう一回お願いしたいと思います。

それからご答弁いただけなかった点がありますので、このことについて、ちょっとお願いをしたいのですけど、発熱者があった場合の対応はどうなっているかという質問に対する具体的な答弁がなかったと思いますけども、要するに発熱がありました、検温そのものを拒否することも可能なわけですよね。もし発熱がありましたと、そうした場合その後の処置といいますか、体制ということの答弁がなかったものですから、そこでとにかく乗船できませんよと、あるいは、そこから先すぐ保健所なり病院に連絡しますからお持ちくださいとか、どういった対応をすることになっているのか、そこの具体的なことを教えていただきたい。というのがあります。

それともう一点ですけども、まめネットの普及 2,262 枚、これは相当私が予想していた

以上にカードの普及ですけども、これは多いなぁという気はしたわけですけども、要はこういったシステムがどうだとか、カードがどうだとか、そういった問題ではなくて、それがいかに有効に活用されているかそのソフトの面が大事だと思うわけです。要は、私が言わんとしていることは、より身近にこの ICT というものを感じて活用して、まめネットというものは単に医療の問題ではなくて、隠岐には「まめながくら」という言葉がありますけども、この「くら」という健康というのが一番の幸せだよという、そこのところのために、このまめネットの普及はすごく有効なんだという、そこのソフト面での普及に力を入れていただきたいと思ったわけでありますので、そのことについて再度所見を求めたいと思っております。以上でございます。

# ○番外 (池田広域連合長)

二点のご質問をいただきました、検温体制について、そしてまめネットの有効活用、ソ フト面での活用をどういかに行っていくかというふうなご質問だと思います。まめネット につきましては、どういった活用か副連合長から答えさせていただきますが、検温体制に つきまして、実効性という面は先程も答弁いたしましたが、正直に答弁したつもりでござ います。強制力が無い中で、実効性が如何なるものかという部分については、議員と同じ 考えだと思っております。本当に強制があって、乗るなと言えることが出来れば本当に実 効性といわれると思いますが、現段階ではあくまでも乗船を自粛してください。注意喚起 を行うため、何卒ご自身の判断でというぐらいの強制力という、強制と言ってはいけませ んけど、と言われれば、もう答弁は出来ません。百パーセント水際対策が出来ているかと いうことについて、百パーセントは出来ていません。という答えしか無いですが。ただ、 特に島前3町村の皆さま方からお言葉を頂いているのは、検温をする事によって、住民の 皆さんが安心、本当は安心ではないけれどまだ救われるというようなご意見、特に我が町 より島前の方から頂いておりますから、8月20日で一旦終わるつもりでございましたけ ど、3月31日まで継続するのには、やはり来られる方より、島民の皆さまが少しでも考 えが楽になれば、というのが正直な気持ちです。ただ、8月20日までと違って、今まで は大変な費用がかかっておりました。人件費、全て人に頼る委託でございましたけど、継 続する部分は、今度は今まで3人いた人員が1名で済むように自らが皆さんご搭乗ご乗船 いただく方が自分で体温を測るような機器を購入してやっていくということで、またこれ も皆さんご自身で自粛をお願いしますというようなことになると思っています。ですから、 今併せてお答えしたのは、発熱者に対する具体的な部分をただお願いします、としか具体 的にはしていません。やめなさいも言いませんし、皆さんのお考えに任せるしかないとい うのが現状でございますので、これはもっと厳しくやれと言っても法的に難しいもので、 その点だけご理解をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

二点目については副連合長が答えますのでお願いします。

#### ○番外 (川﨑副広域連合長)

吉田議員のまめネットの普及についてお答えします。

まず、まめネットの発行枚数が二千枚近くということで、これが多いか少ないかという ことはありますが、むしろ我々としては、発行枚数より、医療機関や介護施設が導入して いない、そちらの方が大きな課題だというふうに考えております。ただ、これにつきまし てはいろんな課題がございまして、費用面、今いくらぐらい、使用料がどれくらいかかる かというかの詳細の金額を把握しておりませんが、そういったところもネックになってい る。それから最大のネックは情報管理をいかに、特に介護施設になりますと、介護に必要 な情報と、医療に必要な情報をきちんと分けた上で情報を共有しないといけないというこ とでしょうが、なかなかそこを切り分けて情報共有や情報提供ができないというような課 題から、なかなか介護施設の方がこのまめネットを導入していないというようなことが課 題かと思っています。ただ、島根県のネットワークというかシステムですので、なかなか 正直なところこれが全国に広がるかというと、各都道府県でいろんなシステムを構築して いるはずですので、そことの連携がない限り島根県以外に普及するというのは非常に厳し い、むしろ私は国が今回の保健所みたいに、それぞれの保健所がデータ収集するのではな くて、国がシステムを作ってデータ収集して全国で情報共有を図ると、そういった仕組み が必要だというふうに思っておりますが、現在のところそこまで至っておりません。今後、 まだまだとは言いましても課題は多い中、このまめネットの活用を十分に活用できる部分 が残っているというふうに思っておりますので、これも島根県が中心に整備されたシステ ムでございますので、隠岐広域連合の方がこうします、ああしますということはなかなか 現時点でお答え出来ませんが、島根県と今回の質問を受けまして、十分にそこは連携をし まして、今後まめネットが十分に活用できるように検討を進めて参ります。以上でござい ます。

#### **○11 番(吉田 雅紀)**

率直なご答弁ありがとうございました。今のまめネットに関しましては、無論そういった国のシステムがあって各地のシステムがそこにどう結ぶかということがないと機能しないわけですけども、これについては医療もそうですし、介護の現場も患者さんあるいはご本人利用者さんのプライバシーに最大限配慮してやらなければいけないということは重々理解をする上で私はまめネットなんかでしたら、これは利用者側、家族側がそういったやり取りをオープンに見て、自分のそのプライバシーあるいは情報がどういうふうに扱われて、どういうふうに自分のQOLを高めることになっていくかということが理解できるように、そういった評価基準ぐらい設けるべきだというぐらいに思っているわけですね。まぁ当事者の参加ぐらいにまで私は思っていますので、その辺も踏まえて県の方とも連携協議をしていただきたいなと思っています。これはもう絶対に福音となります。あらゆる面でも国もICT は最優先でやらないといけないことは、今度の事で身にしみてわかったと思いますので、そのように時代は流れていきますので、それを身近に離島にいる我々も

いち早くキャッチして普及してってところで力を注いでいただきたいと思っています。こ れは質問の形にはなりませんけども、今意見を伺って率直に感想を述べたところでござい ます。連合長のこの水際対策に関する非常に熱い思いというのも私もよくわかります。私 が申し上げたのは、とにかく予算を使うというのは目的があって予算を使うわけで、目的 が水際対策というのが目的なのか、島民の安心感というのが目的なのか、そこのところで エビデンスも変わってくると私は思っていまして、その辺の思いは十分にわかっておりま すし、そういうことで何千万も投じてやるんだという思いに対して私たちも賛同いたしま すけども、いろんな面で気を付けていただきたいのは、きちんとした費用効果の説明がで きるようにしていただきたいことを申し上げたかった。その上で、これからはいよいよ、 島内でのウィズコロナということが、現実のものといずれはなってくると思っております。 そういう中で出雲や松江、あるいは県においては、あれだけ誹謗中傷がありませんと言っ て言われながらも、それこそなったところでは、そこにもう住めなくなって出ていったと いう話まで聞こえてくる。そういう中で、隠岐に入った時にその人が住めなくなったらど うするのか、そこのところが一番懸念するところありますので、そこのところの、実際に 水際対策もそうですけど、いざ高熱者が出た場合にどう対応するのか、というのが先程の 答弁でも具体的なことが出てこない、と同じようにいざ一人感染者が出た場合にどうなる かというのは、普段から言っていること以上に住民が浮き足立って反応してしまう、とい うのが松江や出雲の例でもあったわけですから、そこのところをとにかくしっかりと知恵 を絞って今後に取り組みたいと思いますので、最後に感染者が出た場合の、何としてでも 誹謗中傷しないように、ここでずっと皆が過ごせるように住めるようにすることに対する 思いを最後に伺って終わりたいと思います。お願いします。

# ○番外 (池田広域連合長)

おっしゃるとおり、特に患者が発生した時の誹謗中傷、正直申し上げまして、我が隠岐4カ町村、大変住み易く、また近隣お互い助け合いやってきておりますが、逆に言いますと、一つの事に対して、在りもしない事が広がっていくという、良い所もあれば、ある意味では大変住みにくい部分もある町だと、地域だとは正直思っています。その中で感染者が出た場合どのような対応をするかというとのは、今各4カ町村でそれぞれに啓発活動はしています。これを止める努力はいたしますが、大変難しいです。今後引き続き、例えば隠岐の島町でいうと、教育委員会を中心に差別をしないというチラシも配っておりますが、それで納まることが可能かと言えば、今日は本当に議員に対する答弁が、そうです、やりますということが出来ないのが申し訳ないですが、極力としか言えませんが、誹謗中傷がない隠岐地域でありたいという願いは持っています。そのためには頑張りますが、一つの事に対して良からぬ話が広まることのないよう、これは精一杯4カ町村長と一緒になって取り組みますしか言えません。また、議会議員の皆さんもこの誹謗中傷のない隠岐の島になるようご協力をお願いするという事で答弁させていただきたいと思います。

# ○11番(吉田 雅紀)

ありがとうございました。

# ○議長(平田 文夫)

以上で、吉田議員の一般質問を終わります。 次に13番、松新俊典議員。

### ○13 番 (松新 俊典)

それでは通告書に基づきまして、境港及び七類港の乗客ターミナル内にありますエスカレーターの設置について一般質問をさせていただきます。

隠岐汽船発着の境港及び七類港の乗客ターミナルのエスカレーターは、現在上り用だけ稼働しております。過去には3年ぐらい前までは下り用も動いておりましたが、現在は稼働しておりません。現在高齢化というかそういった状況の中、荷物を持って階段を降りるというそうした高齢者、あるいは身体障がい者の方、あるいは病院へ通う方、そうした隠岐汽船を利用する方が大変不自由をきたしております。特に高齢者になってくると、昇り降りが大変だと言われています。私も少しそれに近くなってきた気がしておりますけども。そしてこの後まだまだ高齢化が続く状況であります。是非とも下り用のエスカレーターの必要性が高くなってくるので、是非ともこれを設置してもらいたいと思いまして、その働きかけを是非広域連合長にお願いしたいと思い、連合長のこれに対する所見をお伺いしたいと思います。

# ○番外 (池田広域連合長)

只今の松新議員の「境港及び七類港乗客ターミナル内の下り用エスカレーターの設置について」にお答えします。誠に申し訳ないですが、議員のご要望に十分応えることのできない答弁になろうかと思いますが、よろしくお願いします。

まず、七類港乗客ターミナル内のエスカレーターの設置及び運用状況についてでございますが、1台のエスカレーターにより船舶の発着状況に合わせて上下運転を切り替え、上下ともに運転を実施しておりましたが、エスカレーターの運転を監視する職員等が配置できず、加えて緊急停止装置も備わっていないことや、過去には下り運転時において転落事故が発生したことから、現在は上り運転のみを実施しているところでございます。

続いて、境港乗客ターミナル内のエスカレーターの設置及び運用状況についてでございますが、こちらも現在設置している1台のエスカレーターにより船舶の発着状況に合わせ上下運転を切り替え、上下ともに運転を実施しておりましたが、上下運転の頻繁な切り替えに伴う故障が発生して以来、エスカレーターの運転を監視する職員を配置しているものの、七類港乗客ターミナルと同様に転落事故等のリスクが回避できないという判断から、上り運転のみ実施しているところでございます。

松新議員の仰せのとおり、高齢者や障がい者の方々のためにも、バリアフリー設備の整備は積極的に実施すべきと考えているところでございますが、限られた時間の中で沢山の

大きな荷物を持って移動される方が利用される両港の下りエスカレーターにおきましては、転落事故等の大きなリスクが生じ、そのリスクを回避する目途が立たない中では、更に危険性が高まるという問題もあることから、港湾管理者等の関係者で転落事故等の改善策を引き続き検討して、その間はターミナル内に設置しておりますエレベーターの活用を推奨するよう積極的な情報提供に努めるとともに、お盆等の多客時期におきましては、臨時的に下り運転を実施することを検討し、利用者の皆様が安心して隠岐航路をご利用いただけるよう継続して取り組んで参りますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### ○13 番 (松新 俊典)

一般質問をする前に、広域連合の範疇でないというふうには思っておったのですが、お答えをいただきまして誠にありがとうございます。

今おっしゃったように、いろんな事故等もありましてですね、このうちいろいろ検討されて良い方向に向かわれるというふうに伺っておりますので、よろしくお願いしたいと思いますが、もう一点ですね、バスあるいは JR、こうした交通機関の待合が5分しかないんです。そうしますと、やはりエレベーターの場合はどうしても少しでも身体が達者な方が先にとってしまうと5,6人しか乗れない状況。そうすると上がったり降りたりする間に後から行く者はバスに乗れなかったりする。バスはある意味運転手さんが見ておられれば何とかなるものの、JR はそういうわけにはいきませんので時間通り発車してしまうと。人数的には一人か二人聞いたことはあるのですが、遅れて次の JR に乗った方あるいは松江に行く方は結局タクシーで行ったということも聞いたことがあります。こうした問題も併せてできれば先程申しましたように、広域連合の範疇ではないかもしれませんが、隠岐島の島民のために何とか考えていただきたいというふうに思っております。以上で質問を終わります。

# ○議長(平田 文夫)

以上で、松新議員の一般質問を終わります。

#### 日程第7. 質疑

日程第7. これより「質疑」を行います。

承認第3号令和2年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分についてから議第28号令和2年度消防事業特別会計補正予算(第2号)までの、14案件について質疑を行います。

最初に、承認第3号令和2年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について質疑を行います。「議案書」1ページ、資料4「議案に関する参考資料」1ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、承認第3号の質疑を終わります。

次に認定第1号令和元年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。資料2-1「決算書」の1ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の質疑を終わります。

次に認定第2号令和元年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。資料2-1「決算書」の14ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号の質疑を終わります。

次に認定第3号令和元年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について質疑を行います。資料2-1「決算書」の29ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号の質疑を終わります。

次に認定第4号令和元年度隠岐病院事業特別会計決算認定について質疑を行います。資料2-1「決算書」の35ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号の質疑を終わります。

次に認定第5号令和元年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。資料2-1「決算書」の41ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第5号の質疑を終わります。

次に報告第2号令和元年度の公営企業に係る資金不足比率報告書について質疑を行います。「議案書」8ページ、資料4「議案に関する参考資料」2ページをお開き下さい。 これについて質疑はございませんか。 (「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号の質疑を終わります。

次に議第22号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。「議案書」9ページ、資料4「議案に関する参考資料」12ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第22号の質疑を終わります。

次に議第23号隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。「議案書」11ページ、資料4「議案に関する参考資料」16ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第23号の質疑を終わります。

次に議第24号令和2年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)について質疑を行います。資料3「予算に関する説明書」の1ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第24号の質疑を終わります。

次に議第25号令和2年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。資料3「予算に関する説明書」の4ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第25号の質疑を終わります。

次に議第26号令和2年度隠岐島前病院事業補正予算(第3号)について質疑を行います。資料3「予算に関する説明書」の7ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第26号の質疑を終わります。

次に議第27号令和2年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。資料3「予算に関する説明書」の9ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第27号の質疑を終わります。

次に議第28号令和2年度消防事業特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。資料3「予算に関する説明書」の19ページをお開き下さい。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第28号の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

# 日程第8. 討論

日程第8. これより「討論」を行います。

承認第3号令和2年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分についてから議第28号令和2年度消防事業特別会計補正予算(第2号)までの14案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、討論を終わります。

# 日程第 9. 採決

日程第9. これより「採決」を行います。

この採決は起立によって行います。

はじめに、承認第3号令和2年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第2号)の専決 処分について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって承認第3号は、原案のとおり承認されました。

次に、認定第1号令和元年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、認

定第5号令和元年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5案件について 採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって認定第1号令和元年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、認 定第5号令和元年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5案件について は原案のとおり認定されました。

次に、議第22号職員の特殊勤務に関する条例の一部を改正する条例から、議第23号隠岐広域連合立隠岐病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例までの2案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって議第 22 号職員の特殊勤務に関する条例の一部を改正する条例から、議第 23 号 隠岐広域連合立隠岐病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例までの 2 案件につ いては原案のとおり可決されました。

次に、議第24号令和2年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)から、議第28号令和2年度消防事業特別会計補正予算(第2号)までの5案件について採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって議第24号令和2年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)から、議第28号令和2年度消防事業特別会計補正予算(第2号)までの5案件については原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

#### 日程第10. 委員会閉会中の継続審査・調査

日程第10.「委員会閉会中の継続審査・調査」について議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から審査を終えることの出来なかった事件、及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の「申出一覧表」のとおりであります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、委員会閉会中の継続審査の件を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 11時20分)

# ○番外 (池田広域連合長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、隠岐島前病院事業特別会計補正予算専決処分の承認をはじめ、各会計決算認定関係案、条例改正案及び各会計補正予算案の14議案を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

今後、各構成団体9月議会が始まりますが、平田議長様はじめ、議員の皆様方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

## ○議長(平田 文夫)

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

これから構成団体の定例会も始まります。残暑厳しい折ですが、議員各位、健康に留意され、十分その活躍を祈念申し上げております。

そして池田広域連合長、知夫村の平木副連合長は 10 月 11 月に任期がきて選挙があります。コロナウイルスの中で選挙方法も変わってきております。しっかり頑張っていただいて、再度この場でお会い出来ることを祈念して終わりのあいさつといたします。頑張ってください。

(本会議閉会宣告 11時22分)